

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社Aに雇用され、Bセンター等において有機溶剤含有物を用いての塗装、清掃、機械整備作業等に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、C医療機関に受診し「MCS（多種化学物質過敏症）」（以下「本件傷病1」という。）と診断され、その後、○年○月○日、D医療機関に受診し、本件傷病1及び「シンナー中毒、急性及び慢性有機溶剤中毒」（以下「本件傷病2」という。本件傷病1及び本件傷病2を併せて、以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人によると、採用当初から、吐き気、ドライアイの症状が出現し、その後の配属先においても、動悸、めまい、頭痛、吐き気、ドライアイ、握力低下等の症状が出現していたが、○年○月○日、これらの症状が増悪したという。

- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の各請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、各審査請求をしたところ、審査官はこれらの各審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定により併合し、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医療機関が本件傷病1と診断しているのに、監督署長が医学的知見において、MC Sの概念に一致しないと判断するのはおかしい、本件傷病は、いずれも業務による有機溶剤へのばく露に起因するものである旨、主張しているので、以下検討する。

(2) F医師は、○年○月○日付けの診断書において、要旨、「病名：本件傷病1」、「○年前より多種類のシンナーなどの使用により、指先のしびれ感等が出没している。」と述べているが、その診断根拠は請求人の訴えに基づくものであり、請求人のシンナー等のばく露状況と自覚症状との関連について、その根拠を示しているとはいえない。

この点について、G医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「本件傷病1には、確立した定義はない。微量な物質のばく露により症状が出るというのが共通の見解である。請求人の場合、その自覚症状と微量化学物質ばく露との関係が明らかではなく、化学物質が存在すると思われる空間や化学物質が発生する行動に一致した明確な症状の増悪が見られない。したがって、請求人の症状は本件傷病1の概念に一致しない。」と述べている。

当審査会において、改めて検討したところ、本件傷病1には、確立した定義がなく、その発生機序は科学的に解明されておらず、現時点では客観的な臨床検査方法や診断基準も確立されていないことに加え、請求人の自覚症状と微量化

学物質ばく露との関係を明らかに示す事実も認められないことから、G医師の意見は妥当であり、本件傷病1は、業務に起因することの明らかな疾病とは認められないものと判断する。

(3) 本件傷病2にかかる業務上の判断については、「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質（以下「有機溶剤」という。）による疾病の認定基準について」（昭和51年1月30日付け基発第122号。以下「認定基準」という。）が示されている。

認定基準は、①「相当量の有機溶剤に相当期間にわたり、くり返しさらされる業務に従事している場合」、②「業務により大量もしくは濃厚な有機溶剤にさらされた場合」についてそれぞれ認定要件を示している。当審査会としても認定基準を妥当なものとして判断し、その認定要件に照らして、以下検討する。

まず、①については、決定書理由に説示するとおり、有機溶剤に相当期間さらされる業務であったと認められる。

そこで、本件にかかわる医師の意見を見ると、次のとおりである。請求人を本件傷病2と診断したH医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、その診断根拠を、「シンナー使用時の急性症状と現在、末梢神経障害を疑わせる所見。」と述べているが、H医師が紹介元医療機関宛てに作成した○年○月○日付け報告書においては、要旨、「（請求人には）両手の知覚鈍麻と筋力低下があるため、有機溶剤中毒とその後遺症で労災申請するほうがよいが、そのためには、末梢神経障害を証明する必要があり、神経学的検査が必要である。」と述べている。この点、神経学的検査を行ったI医師は、○年○月○日付け意見書において、「握力右24kg、左20kg、腱反射正常、筋萎縮なし、神経伝導速度検査：異常なし。」と述べている。さらに、J医師は、前記のH医師、K医師の各意見、他覚的所見及び検査所見等をふまえ、前記意見書において、「有機溶剤中毒といえる客観的データがない。よって、示された資料からは有機溶剤中毒を支持することは困難。」と述べている。当審査会としても、本件傷病2をうかがわせる自覚症状は認められるものの、有機溶剤により発病したものであると推認することは困難であると判断する。

次に、②については、本件における一件記録を精査したところ、請求人が業務により大量もしくは濃厚な有機溶剤にさらされて、意識障害、歩行障害等の中

中枢神経障害、呼吸器障害、その他の急性中毒症状等を起こした事実は認められなかった。

以上のことから、当審査会は、本件傷病2を業務に起因するものと認めることはできないものと判断する。

- (4) 請求人は、○年○月○日付け申立書及び同年○月○日付け意見を提出し、有機溶剤の取扱いや使用量及び有機溶剤へのばく露時間などについて意見を述べている。当審査会としてその意見を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。